

令和6年度インバウンド向け商品開発業務 仕様書

1 目的

今後の増加が見込まれるインバウンドの土産品購入需要に対応していくため、インバウンド向けに既存商品の改良や魅力向上、新商品開発を行う県内事業者を選定し、専門的なアドバイスを行うことにより、インバウンド向け商品の開発を支援する。

また、インバウンド向け商品開発等を行う事業者に対し、商品改良や開発に対する支援に加え、バイヤー等へのつなぎや販路拡大等をコーディネートする人材（コーディネーター）の能力向上を図る。

2 履行期限

令和7年3月14日

3 業務の内容

(1) 商品の開発（既存商品のブラッシュアップを含む）

県内事業者に対し、インバウンド向け新商品の開発や既存商品のブラッシュアップ並びに商品に関する情報発信の手法に関するアドバイスを行う。

①事業者選定

受注者は、公募により県内事業者を6者程度選定する。選考にあたっては、県内事業者が提出した書類を基に、発注者と受注者が協議して行うものとする。

②県内事業者による新商品の開発等及び情報発信に係るアドバイス

公募により選定した県内事業者に対し、商品の開発又は自社の既存商品のブラッシュアップ並びに情報発信に関するアドバイス等を行う商品開発会を3回程度実施し、県内事業者はアドバイスに基づき、新たな商品を完成させる。

(2) コーディネーターの能力向上

商品開発会及び企画会議を通して、インバウンド向け商品の開発等、販売のノウハウを有するコーディネーターの能力向上を図る。

①コーディネーターの選定

発注者と受注者が協議の上、コーディネーターを2者選定する。

②企画会議の実施

受注者は、コーディネーターと企画会議を3回程度実施する。

企画会議は、コーディネーターとして、インバウンド向け商品の開発や販売のノウハウを身に付けられる内容とする。

具体的には、コーディネーターが実施する商品開発会参加事業者への支援や、店舗でのテストマーケティングへの参画等の業務に対してアドバイスを行うことにより、インバウンド向け商品の開発や販売していくために必要となる実践力の強化を図るものとする。

※なお、(1)及び(2)の業務を実施するための会場については、県が確保し、経費を負担する。

(3) 県外でのテストマーケティングの実施

受注者は、海外観光客が訪れる県外店舗及びECサイトにおいて、テストマーケティングを実施する。テストマーケティングでは、当事業により完成した商品のテスト販売を実施する

実施場所の選定、販売スペースの確保、全体運営、ディスプレイ、販売、商品管理、出品者（県内事業者）との連絡調整等の必要な業務を行うこと。

- ・実施場所：青森県外の海外観光客の集客が見込まれる店舗
- ・実施期間：1ヶ月程度
- ・取引条件：商品の取引条件（卸値、販売価格、納品数、納品方法、商品送料の負担、在庫の取扱方法、不良品の取扱方法等）については、原則として出品者と直接連絡調整を行うこと。

受注者は、海外観光客に商品を販売していくために必要となる実践力（商談・応対力、企画力、商品の選定等）の強化を図るため、商品開発事業者やコーディネーターが店頭に立つなどの機会を設けること。

(4) WEBによる情報発信

受注者は、本事業で開発した商品を紹介するウェブページを作成し、当該商品やその成果を広く情報発信する。

(5) フォローアップ会議の開催

テストマーケティング開催後、コーディネーターや商品開発事業者を対象として、フォローアップのための個別指導を実施する。

(6) 県主催セミナー（事業説明会・成果発表会）の開催に対する協力

必要に応じて、県内事業者を対象とした県主催セミナー（事業説明会・成果発表会）の講師を務めること。

講師への謝金・費用弁償、会場確保に要する費用は、発注者が負担するものとする。

(7) 業務実績報告書の作成

本業務の実施経過及び実績を報告書にまとめる。

4 委託期間

委託契約締結の日～令和7年3月14日（金）

5 成果品

- (1) 委託業務完了届 1部
- (2) 業務実績報告書 1部
 - ・概要版及び詳細版（いずれもA4版とし、概要版は2枚以内）
- (3) (1) 及び (2) の電子データ

6 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 個人情報保護

受注者が委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、青森県個人情報保護条例（平成 10 年 12 月青森県条例第 57 号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。本事業の実施に係る責任者を配置すること。

(2) 守秘義務

受注者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

7 業務の一括再委託の禁止

受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、書面により青森県の承諾を得て、業務の一部を委託することができる。

8 その他

- (1) 本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、青森県及び受注者の協議により業務を進めるものとする。
- (2) 天変地異その他やむを得ない事由により仕様内容の一部が遂行できない場合は、委託料の額を変更するものとする。
- (3) 受注者が本委託業務において制作した物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに定める全ての権利を含む）及び所有権は、全て県及び参加事業者に帰属するものとする。ただし、受注者の名称、ロゴ等、受注者が従前より有する物、受注者による撮影商品画像、受注者制作のキービジュアル、及び仕様書に定める「3. 業務の内容（3）（4）」の業務で受注者が制作した物を除く。